

四日市市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 6 月 12 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市規則第 42 号

四日市市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則

四日市市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則（平成 15 年四日市市規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="236 913 801 1010">(基準該当障害福祉サービス事業者の登録の要件及び手続)</p> <p data-bbox="204 1037 817 1899">第 3 条 本市において障害者等の基準該当障害福祉サービスに係る基準該当障害福祉サービス事業者の登録は、三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年三重県条例第 21 号）に規定する基準該当障害福祉サービスに関する基準（以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）を満たし、その基準に従って事業を継続的に運営し、サービスを提供できるものが、申請を行うことによりこれを行うものとする。ただし、本市において登録ができる基準該当障害福祉サービスは、<u>次の各号に掲げるものに限る。</u></p> <p data-bbox="236 1921 801 2020">(1) <u>指定障害福祉サービス等基準第 7 4 条に規定する生活介護に係る基準</u></p>	<p data-bbox="880 913 1445 1010">(基準該当障害福祉サービス事業者の登録の要件及び手続)</p> <p data-bbox="849 1037 1461 1899">第 3 条 本市において障害者等の基準該当障害福祉サービスに係る基準該当障害福祉サービス事業者の登録は、三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年三重県条例第 21 号）に規定する基準該当障害福祉サービスに関する基準（以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）を満たし、その基準に従って事業を継続的に運営し、サービスを提供できるものが、申請を行うことによりこれを行うものとする。ただし、本市において登録ができる基準該当障害福祉サービスは、<u>指定通所介護事業者がおこなう基準該当生活介護とする。</u></p>

該当障害福祉サービス

(2) 指定障害福祉サービス等基準第7

5条に規定する生活介護に係る基準

該当障害福祉サービス

(3) 指定障害福祉サービス等基準第8

9条に規定する短期入所に係る基準

該当障害福祉サービス

(基準該当障害福祉サービスに係る特例介護給付費の支給)

第6条 (略)

2 第3条第1項第1号で定める基準該当障害福祉サービスに係る特例介護給付費の額は、1月につき、障害者総合支援法第30条第3項の規定により、次の各号に定める額を合計した額とする。

(1)及び(2) (略)

3 第3条第1項第2号又は第3号で定める基準該当障害福祉サービスに係る特例介護給付費の額は、1月につき、障害者総合支援法第30条第3項の規定により、前項第2号によって得た額とする。

(基準該当障害福祉サービスに係る特例介護給付費の支給)

第6条 (略)

2 基準該当障害福祉サービスに係る特例介護給付費の額は、1月につき、障害者総合支援法第30条第3項の規定により、次の各号に定める額を合計した額とする。

(1)及び(2) (略)

改正後

別表

基準該当生活介護 区分5 (<u>5時間以上7時間未滿</u> 実施)	1回につき <u>100</u> 単位
基準該当生活介護 区分6 (<u>5時間以上7時間未滿</u> 実施)	1回につき <u>200</u> 単位
基準該当生活介護 区分4 (<u>7時間以上</u> 実施)	<u>1回につき 100</u> 単位
基準該当生活介護 区分5 (<u>7時間以上</u> 実施)	<u>1回につき 200</u> 単位
基準該当生活介護 区分6 (<u>7時間以上</u> 実施)	<u>1回につき 300</u> 単位
基準該当生活介護において実施される入浴	(略)
基準該当生活介護において実施される送迎	(略)
備考 (略)	

改正前

別表

基準該当生活介護 区分5 (<u>5時間以上</u> 実施)	1回につき <u>118</u> 単位
基準該当生活介護 区分6 (<u>5時間以上</u> 実施)	1回につき <u>218</u> 単位
基準該当生活介護において実施される入浴	(略)
基準該当生活介護において実施される送迎	(略)
備考 (略)	

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

受付番号	
------	--

基準該当障害福祉サービス事業者登録申請書

四日市市長

年 月 日

申請者 住所
 名称
 代表者名 印

基準該当障害福祉サービス事業者の登録を受けたいので、四日市市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

申 請 者	フリガナ			
	名称			
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 —)		
	申請者連絡先	電話番号		FAX番号
	法人の種類等			法人所轄庁
	代表者の職・氏名	職名	フリガナ	
			氏名	
代表者の住所	(郵便番号 —)			
登 録 を 受 け よ う と す る 事 業 所 の 種 類 等	フリガナ			
	名称			
	事業所の所在地	(郵便番号 —)		
	事業所連絡先	電話番号		FAX番号
	基準該当障害福祉サービスの種類等	サービスの種類： 開始予定日：		
		サービスの種類： 開始予定日：		
	同一所在地において行う事業所の種類等	サービスの種類： 事業者番号： 開始年月日：		
		サービスの種類： 事業者番号： 開始年月日：		
		サービスの種類： 事業者番号： 開始年月日：		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の四日市市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）は、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の規則の適用の日前に、改正前の四日市市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則によりなされた登録は、改正後の規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(健康福祉部障害福祉課)